

福島県山村振興基本方針改正の概要

令和8年2月26日
福島県農村振興課

1 福島県山村振興基本方針の概要

山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第7条の2の規定に基づき、福島県が策定するもので、現行のものは平成29年2月に策定されました。

また、本県で対象となる37市町村は、同法第8条の規定に基づき、山村振興基本方針に基づく山村振興計画を策定することができ、関連施策において財政支援や特例措置を受けることができます。

【国】山村振興法・山村振興法施行令

【都道府県】山村振興基本方針

【市町村】山村振興計画

2 改正の概要

山村振興法の令和7年4月改正に対応するため、数値や現状を更新したほか、以下のとおり項目の見直しを行っています。

改正素案	現行（平成29年2月）
I 地域の概況 (1) 県域における振興山村の状況 (2) 自然環境に係る状況 (3) 社会及び掲載に係る状況	I 地域の概況 1 振興山村の概要 2 自然的条件 3 社会的及び経済的条件
II 振興山村の課題とこれまでの山村振興対策の実施状況 1. 山村振興の課題 2. 山村振興対策の実施状況と評価 3. 東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故	II 現状と課題 1 山村振興対策の実施状況と評価 2 山村振興の現状と今後の課題 3 東日本大震災と福島第一原発事故
III 進行の基本方針及び振興施策 ①振興山村の振興の意義及び方向に関する事項 ②交通施策に関する基本的事項 ③情報通信施策に関する基本的事項 ④産業基盤施策に関する基本的事項	III 振興の基本方針及び振興施策 1 振興の基本方針 2 振興施策 (1) 交通施策に関する基本的事項 (2) 情報通信施策に関する基本的事項

<ul style="list-style-type: none"> ⑤産業振興施策に関する基本的事項 ⑥防災に係る施策に関する基本的事項 ⑦医療の確保に係る施策に関する基本的事項 ⑧社会福祉施策（子育て環境の確保に関する施策を含む。）に関する基本的事項 ⑨文教施策に関する基本的事項 ⑩社会・生活環境施策（集落環境整備施策を含む。）に関する基本的事項 ⑪移住・交流施策に関する基本的事項 ⑫担い手施策（労働条件の改善に関する施策を含む。） ⑬自然環境の保全及び再生に係る施策に関する基本的事項 ⑭その他施策 	<ul style="list-style-type: none"> (3) 産業基盤施策に関する基本的事項 (4) 経営近代化施策に関する基本的事項 (5) 地域資源の活用に係る施策に関する基本的事項 (6) 文教施策に関する基本的事項 (7) 社会、生活環境施策に関する基本的事項 (8) 高齢者福祉施策に関する基本的事項 (9) 集落整備施策に関する基本的事項 (10) 国土保全施策に関する基本的事項 (11) 交流施策に関する基本的事項 (12) 森林、農用地等の保全施策に関する基本的事項 (13) 担い手施策に関する基本的事項 (14) 鳥獣被害防止施策に関する基本的事項 (15) その他施策
<p>IV 他の地域振興等に関する計画との関連</p>	<p>IV 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連</p>